

自然災害への初期対応について（令和6年度）

昨今の自然災害の大型化による特別警報の運用や警報・注意報の多様化に伴い、大田区教育委員会は、平成25年11月に改訂した「自然災害への初期対応に関する大田区立学校のガイドライン」を、令和2年6月末に以下の様に追記しました。これに従い、本校では原則として下記のような対応をいたします。

1. 暴風警報・特別警報対応

（1）臨時休業

- 午前6時に大田区へ暴風警報又は特別警報が発令されている場合は部活動の朝練習やその他朝の活動に参加しないで自宅で待機する。**午前7時に大田区へ暴風警報又は特別警報が発令されている場合**は臨時休業とする。

（2）学校留め置き

- 下校時に大田区へ暴風警報又は特別警報が発令されている場合、生徒を学校に留め置く。
- 暴風警報又は特別警報が解除されるまでは生徒を学校に留め置き、解除後に方面別の集団下校を実施する。
- ※ただし、台風等による自然災害の状況に応じて、（1）（2）以外の対応が必要な場合は、教育委員会から別途指示がある。

2. 震度5弱以上の地震が発生したときの初期対応

（1）「情報収集後、地域に火災や家屋の倒壊などの大きな被害が確認されたり、電気、ガス、水道等のライフラインや道路の寸断等が確認されたりした場合」

- 引き続き生徒を学校に留め置く。
- 保護者が引き取りに来た場合には、生徒を引き渡す。

（2）「地域に大きな被害やライフライン、道路の寸断等がない場合」

- 方面別の集団下校を実施する。自宅が損壊している場合など、自宅での安全が確保されない生徒は学校に戻させる。ただし、事前の保護者からの申し出により、引き取りを希望する場合は、その生徒を学校に留め置くこととする。
- ※震度4以下の地震であっても、被害状況に応じて、生徒の学校への留め置き及び保護者への引き渡しを行うことや、方面別集団下校を実施することがある。

3. 鉄道計画運休に伴う臨時休業等の対応

- 午前0時までに、蒲田駅・大森駅を含むJR京浜東北線の計画運休が、翌日の始発から午後2時までの間に開始されることが発表された場合、臨時休校とする。
- 当日、途中で計画運休が解除されても休校の対応は変更しない。
- ※ただし、鉄道の計画運休の状況に応じて、上記以外の対応が必要な場合は、教育委員会より別途指示がある。

4. その他

- 上記1～3のような場合「学校緊急連絡システム」や「区民安全・安心メールサービス」で発信されます。未登録のご家庭は登録をお願いします。